

福岡県公報

令和6年8月13日
第 521 号

目 次

告 示 (第508号・第509号)

- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2

公 告

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 3
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 3
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) …………… 4
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 6
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 7
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 8

再 掲

- 令和6年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の実施 (人事委員会事務局任用課) …………… 9

告 示

福岡県告示第508号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
糸島市志摩小富士字大谷2183・2249・2274・2284の2・2285・2288（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷2183・2249・2274（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第509号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字中川底697の1
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
公共測量（3級基準点測量、現地測量）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市田主丸町石垣外	令和6年6月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
公共測量（路線測量）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市志摩稲留	令和6年3月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
公共測量（路線測量）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糸島市志摩馬場	令和 6 年 3 月 22 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（路線測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糸島市志摩御床	令和 6 年 3 月 22 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（路線測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糸島市志摩小富士	令和 6 年 3 月 22 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（路線測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福津市須多田	令和 6 年 3 月 22 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（路線測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
宇美町大字炭焼	令和 6 年 3 月 22 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省都市局国際・デジタル政策課デジタル情報活用推進室長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 13 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3D都市モデル作成）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡県大牟田市	令和6年3月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
基本測量（重力測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡県福岡市	令和6年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
基本測量（国土広域情報 修正）

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡県全域	令和6年3月31日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ダイレックス篠栗店
 - (2) 所在地 糟屋郡篠栗町大字尾仲614番地3外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 トリアーダMUNAKATA

(2) 所在地 宗像市光岡286番1外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ダイレックス田川池尻店
(2) 所在地 田川郡川崎町大字池尻401番2外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該店舗の周辺には農業用水路があるため、排水については地元関係者への十分な説明を行うなど配慮いただきたい。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 コスタ行橋 (ウエスト)

(2) 所在地 行橋市西泉六丁目2827番1外40筆

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
【市防災危機管理室】雨水等の排水対策を十分に行ってほしい。
(理由) 大雨時に浸水する可能性が高い区域のため

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス津古店
(2) 所在地 小郡市津古字東宮原910番、918番、919番1、919番2、925番1、926番、927番1、928番1、928番8、929番3及び934番3

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・敷地内に駐車待ちスペースが無く車路に滞留させる計画になっていること、駐車場の出入口が1か所であること、敷地進入後2方向に分かれる車路がそれぞれ行き止まりであり転回することも想定されること、出入口からの右折出庫の際に交差点に近いこと等が関係し合い、駐車場内外の渋滞やそれによる交通トラブルが発生することが想定されるため、円滑で安全な出入庫や駐車が行えるよう対策を講ずること。

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・段ボール等の紙製廃棄物のうち再生利用できるものは、リサイクルするよう努め

ること。

- ・生ごみ等の食品廃棄物等のうち再生利用できるものは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）を踏まえ、リサイクルするよう努めること。なお、小郡市外の登録再生事業者に依頼する場合は、市に事前に相談すること。
- ・上記のほか、再生利用できるものは、小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成10年小郡市条例第13号）の趣旨に則り、リサイクルするよう努めること。
- ・市指定ごみ袋・粗大ごみシールの販売、食品トレー容器のリサイクル回収、古紙再生品（七タロール、おりひめティッシュ）の販売に協力すること。

(4) 騒音の発生に係る事項

- ・室外機、荷捌き作業、駐車場等の騒音に留意し、苦情が発生した場合は誠実に対処すること。
- ・自動車のアイドリングストップを呼び掛けること。
- ・その他、近隣住民より環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

- ・事業活動によって生じる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の種類に応じて、事業者自らの責任において適正に処理すること。一般廃棄物については市の許可業者、産業廃棄物については都道府県の許可業者に依頼すること。
- ・廃棄物保管施設の容量については、廃棄物処理施設や収集業者等の休日等により、数日間の保管が必要となる場合があることから、その状況に対応できる施設容量とすること。
- ・周辺の景観を損なうことがないように、駐車場を含む敷地内に不法投棄されないように、常に整理整頓を心がけるとともに、ごみが周辺に散乱することのないように事業者自身で対策を講じること。
- ・廃棄物保管施設とその周辺を清潔に保ち、ごみ収集作業の支障となる場所に車両等の障害物を放置しないよう努めること。
- ・ごみ収集に起因し、生じる利害関係者等の紛争は、全て事業者の責任のもと解決

すること。

(6) 街並みづくり等への配慮等

- ・津古地区地区計画に基づき、敷地面積の3%以上の緑地化をすること。

(7) 防災・防犯対策への協力

- 災害協定の締結により地域の防災体制強化へ協力すること。
- ・大規模災害時における物資等の供給（食料品、飲料水、日用品）
- ・大規模災害時における帰宅困難者の受入れ
- ・災害時における一時避難場所

(8) その他

- ・「小郡市ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を尊重し、脱炭素社会の実現に向けた取組に協力すること。
- ・車両、輸送コンテナ等に特定外来生物（セアカゴケグモなど）が付着していた場合には確実に駆除を行い、市に連絡すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年7月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 グッデイ志免店

(2) 所在地 糟屋郡志免町南里三丁目380番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社グッデイ	代表取締役 柳瀬隆志	福岡市中央区天神一丁目6番8号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社グッデイ	代表取締役 柳瀬隆志	福岡市中央区天神一丁目6番8号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和7年3月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,898平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	82

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北東側	10
建物北側	9
合計	19

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物東側	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
--------------	------------

建物内東側	19.53
-------	-------

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社グッデイ	午前7時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地北東側及び北西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年7月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称)ダイレックス八女店

(2) 所在地 八女市馬場字熊野60番外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗を新設する日

令和7年3月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,531平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	63

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物南側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物東側	104

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
--------------	------------

建物東側

8.22

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地東側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年7月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ドラッグストアモリ筑紫野市塔原店

(2) 所在地 筑紫野市塔原東四丁目468番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森竜馬	朝倉市一木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森竜馬	朝倉市一木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

令和7年3月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,243平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	43

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物敷地東側	31.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
--------------	------------

建物敷地東側

6.64

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

再 掲

福岡県公告式条例(昭和25年福岡県条例第46号)第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和6年8月6日

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

令和6年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験

試験区分	勤務先及び職務内容	受 験 資 格	試験日		選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	そ の 他
							発表日	発表の方法				
行政	知事部局（本庁又は出先機関）、各行政委員会事務局（公安委員会を除く。）、議会事務局又は企業局において事務に従事	平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	第1次	11月3日	教養試験	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第1次	11月中旬	①持参又は郵送の場合は、令和6年9月2日から令和6年9月20日まで なお、郵送による申込みは令和6年9月20日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和6年9月2日9時から令和6年9月20日17時まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③地区県民情報コーナー（北九州、筑後、筑豊、京築） ④アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ⑤クローバープラザ1階総合案内 ⑥県内の保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。	福岡県人事委員会事務局	この試験の間合せは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
教育行政	教育委員会事務局、県立学校又は市町村（福岡市及び北九州市を除く。）立小・中・義務教育・特別支援学校において事務に従事											
警察行政	警察本部又は警察署等において事務に従事		第2次	12月中旬	作文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最終	12月下旬				

(注) 地方公務員法第16条に該当する者、日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることはできない。